

# プログラム申込書

申込日： 年 月 日

カタカナ		生年月日	19 年 月 日 (オ)		
氏名	印	性別	男・女		
ローマ字 (パスポート綴り)		既婚・未婚	子供	有・無	
メールアドレス					
現住所	〒		TEL	-	-
			FAX	-	-
			携帯	-	-
緊急連絡先	〒		TEL	-	-
	名前		FAX	-	-
				続柄 ( )	
職業		会社名			
最終学歴					
海外 RECRU II 支援隊をどこで知りましたか	インターネット 出版物 知人 その他 ( )				
インターネットと答えた方は、 具体的にはどのサイトですか	ホームページ 検索エンジン その他 ( )				
日本語教育能力検定試験	合格				
参加希望プログラム	オーストラリア日本語アシスタントティーチャープログラム オーストラリア日本語教師プログラム 中国外国語教員専科プログラム				
海外への興味	あり・なし				
興味のある国	オーストラリア・中国・その他 ( )				
海外の滞在経験	あり ( 国名 : 期間 : ) なし				
留学していた場合の教育機関	大 学 語学学校 高 校 その他				
語学力	語学名 ( ) 検定合格 ( ) 級				
プログラムに参加希望するにあたっての志望動機をお書きください。					

# プログラム規定

「THE 海外リクルート支援隊」を主催・運営するのは KAISHI INTERNATIONAL PTY LTD.（以下、会心インタ-ナショナル株式会社と呼びます）です。「THE 海外リクルート支援隊」ポータルサイト上で情報提供されるプログラム、「The School Assistant Program」「オーストラリア日本語教師プログラム」「外国語専科プログラム」「オーストラリアマッサージセラピストプログラム」「ファ-ムステイプログラム」（以下、各プログラム）は、会心インタ-ナショナル株式会社が日本での募集及び研修先での各プログラム運営を行っています。各プログラムに参加する人（以下、隊員と呼びます）は、各プログラム内容をよく検討して頂き、以下の規約に同意し、遵守するようにして下さい。

## 隊員資格について

会心インタ-ナショナル株式会社の主催する各プログラムに参加者は、申込み書、規約同意書の提出、登録金の支払いが確認された時点で「隊員」に認定します。「隊員」に認定を受けてから2年間は、（その後参加費用が改定されても）隊員認定時の参加費用で研修に参加ができます。

## 隊員の義務

### 基本的義務について

オーストラリア、中国等の研修先に派遣される隊員は、語学をはじめ各プログラムに参加する上で必要な技能を研鑽し、自己の資質を向上させることを目的にして下さい。その為には、研修先の規則、責任者の指導に従うように努めてください。

隊員は、研修先の学校や会社の評判を損なうような行動、言動はとらないように気をつけてください。（迷惑をかけない）また、研修先で不測の事故、病気、災害にあう場合も考えて、海外傷害旅行保険などに必ず加入してください。研修期間中に事故がおき、隊員の個人的な判断で「無保険」状態であった場合、会心インタ-ナショナル株式会社及び研修先の企業、教育機関は一切の責任を負いません。

### 研修期間不履行について

各プログラムに参加する期間（以下、研修期間と呼びます）は、お申し込みの際に決定されます。研修期間開始後に隊員の任意により期間変更を行う事はできません。隊員が万一その研修期間中に会心インタ-ナショナル株式会社または研修先に「正当な理由がなく」無断で帰国した場合、申込み時の研修期間を放棄したとみなし、費用の返金等は一切いたしません。

### 守秘義務について

各プログラム研修期間中に得た研修先の業務上の情報やノウハウを外部に漏洩することはできません。また、許可なく研修先の備品等の所有物を外部に持ち出す事は禁止します。違反を行った場合は、オーストラリア国内法に基づき罰せられます。

### 現地での自己費用負担分について

隊員が研修先で必要に応じて移動する際にかかる交通費は自己負担となります。また、研修期間中に滞在する滞在費用もしくは食事代は自己負担となります。研修先の学校、もしくは会社の都合により、査証切り替えが必要になった場合の諸経費（申請費用、健康診断費用等）も自己負担とします。

### 滞在先について

滞在先は研修先の教育機関、企業もしくは会心インタ-ナショナル株式会社により手配されます。隊員は研修期間中の滞在先ホストファミリー-との取り決めは尊重し、守らなければなりません。

万が一研修期間中にやむを得ず滞在先が変更になった場合などは、速やかに会心インタ-ナショナル株式会社に知らせてください。

### 研修停止について

隊員が研修期間中に研修先責任者の正当な理由により研修の続行が不可能と判断された場合、隊員はすぐに研修を中断し帰国しなければなりません。この場合の隊員が支払った参加費用の返金は一切ありません。

### ビザについて

隊員は研修先国に入国する為のビザ取得に必要な申請を自己責任で行います。申請費用あるいは申請に必要な書類（健康診断等）取得にかかる費用は自己負担となります。申請方法については会心インタ-ナショナル株式会社より案内を致しますが、大使館、研修先国の大使館もしくは移民局に相当する政府機関（以下、移民局と呼びます）より提供される情報はよく変更される為、随時公式サイト等で情報を確認し速やかにビザ取得が行えるようにして下さい。

会心インタ-ナショナル株式会社は、参加者によるビザ申請の遅延、もしくは大使館、移民局のビザ発給の審査が遅延することによって、研修開始日が遅れるなどの事情が発生した場合において隊員が被る損害を一切負いません。また、隊員が前述の事情を理由にして研修そのものをキャンセルする場合、参加費用の返還は一切ありません。

### 登録金について

隊員は前述の規約を遵守する事に同意し、申込みをする際に登録費用三万円を会心インタ-ナショナル株式会社の指定する口座に支払わなければなりません。振込みの際の振込み手数料は参加者の負担とさせていただきます。

### 参加費用の支払いについて

会心インタ-ナショナル株式会社は申込みが完了し、隊員となった時点で研修先の手配に入ります。隊員は研修先が決定してから1週間以内にて参加費用の支払いを会心インタ-ナショナル株式会社の指定する口座に支払わなければなりません。振込みの際の振込み手数料は隊員の負担とさせていただきます。

### キャンセルについて

隊員が中途解約を希望する場合、研修先が内定し参加費用の支払いが確認されてから起算し、以下のようなキャンセル費用が発生します。参加費用から、キャンセル料及び振込み手数料を差し引いた金額を返金します。

### キャンセル料

研修開始日	の4ヶ月前以上	参加費用の40%
研修開始日	4ヶ月前から3ヶ月前	参加費用の50%
研修開始日	の3ヶ月前から1ヶ半月（6W）	参加費用の70%
研修開始日	の1ヶ月半（6W）～開始日まで	参加費用の100%

### 裁判所管轄について

隊員と会心インタ-ナショナル株式会社の取り交わした合意について、何らかの疑義が生じた場合、相方誠意を持って解決するように努めますが、解決に至らない場合、会心インタ-ナショナル株式会社の所在地を裁判所管轄とさせていただきます。

## 同意書

上記規約に同意してプログラムに参加します。

年 月 日 (印)

氏 名

住 所

電話番号